鳥取県立大山自然歴史館の委託業務に関する事業計画書

1　管理運営の基本的な考え方

（1）大山自然歴史館の指定管理者を希望する理由

大山隠岐国立公園の中心地大山は、その歴史的背景や豊かな自然を有する点で高く評価され、日本遺産の認定や僧房跡の国史跡指定を受け、国立公園満喫プロジェクトに選定されました。そのような中、一般社団法人大山観光局（以下、観光局）は地域をあげて観光を中心とした大山地域の振興に向けて取り組んでおり、大山自然歴史館については、2012年より指定管理者となり、大山の魅力を広く発信する中心施設として位置づけ管理運営してきました。これまでの経験により、施設等の状況を熟知し、危機管理に即応できること、イベント経験や展示ノウハウを活かすことができること、地元はもとより関係機関との良好なネットワークも構築してきたことなど、管理運営にも優位性があると認識しております。

一方で、現指定管理期間中には様々な動きがありました。環境省のマスタープラン（R8.5）や大山町観光振興ビジョン（R8.6）が新規策定され、大山町観光振興計画も新たに策定される予定です。また、スキー場も新規事業者による運営が開始されることになっています。加えて、観光局も地域ＤＭＯに認定（R7.10）され、国立公園大山を中心とする観光事業の発展に寄与する役割に加えて、地域の観光を「稼ぐ産業」として育てる司令塔としての機能も追加されました。

観光局としましては、大山自然歴史館は大山を訪れる方々に自然・文化・歴史を伝える情報発信及び教育中心施設であり、大山の魅力を内外に発信する重要な拠点と位置付けており、大山を取り巻く環境の変化に対応しつつ、他の施策とともに大山の振興を一体的に進める上で、引き続き指定管理者としての業務を担いたいと考えております。

（2）管理運営の方針

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の設置目的にある「大山を中心とする地域における豊かな自然、歴史及び文化に関する資料を展示してその魅力を鳥取県の内外に発信するとともに、自然を大切にする心をはぐくむ」という設置目的を具体化する運営を行います。

ア　住民の公平な利用の確保

個人・団体・外国人を問わず、だれでもいつでも気軽に利用でき、大山の魅力を伝えることの出来る施設とし、多様なニーズに応え、公正公平なサービスを提供します。

イ　関連法令の遵守

県管理部署と連携を図り、委託業務に関する関連法令の遵守に取り組みます。

ウ　施設設備の維持管理

安心・安全な館の運営を図り、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、また、県立施設としての「県民の財産」を長期間使用できるよう、適正な維持管理に努めます。

エ　大山の自然・歴史・文化の情報発信

利用者のニーズに応じた展示や体験プログラムの実施、新しい情報の収集に努め、最新かつ正確な情報を提供できるようにします。

オ　教育の場の提供

県内外を問わず学校団体等の利用や要望に応え、観察会や解説を行います。また、学習施設としての利用を提供します。

カ　地域の観光振興への寄与
　常設展示・企画展示・野外観察会・歴史文化講座を通じて大山の自然や日本遺産認定・僧房跡の国史跡指定などの歴史を含めた大山の魅力を広く発信して観光振興に寄与します。また、大山青年の家、妻木晩田史跡公園等の他の施設と連携し、相互のPR活動を通して地域の魅力発信に勤めます。

キ　経費の節減
　省エネルギー・省資源・他部門との共同作業に努め、複数者の見積徴取により経費節減を図ります。

ク　県・地元との連携
　県管理部署の指導の下、設置目的の達成に向けたより良い管理運営に取り組むとともに、大山の自然保護と安全な利用に努めます。また、地元の行事等に積極的に参加し、地元との連携を深め、住民が地元の歴史・文化の知識を深める活動を行います。
　（例：大山寺大祭時のトイレ開放、一斉清掃への参加、じげあれこれなど）

ケ　環境保全への取組
　行政機関や関係団体と連携して、大山山頂や大山周辺の保全活動や自然保護啓発活動に参加します。また、大山地域の自然や環境に関する調査を行い、自然保護に寄与するように努めます。
　（例：山頂保全活動、登山道整備、植生調査、一木一石運動への参加など）

コ　外部委員による評価
　自然、歴史、山岳、芸術、地元など各界の有識者を運営委員に委嘱して運営協議会を組織し、外部の評価を受けながら適切な運営に努めます。

（3）他の施設管理の実績

・鳥取県立大山駐車場（平成１７年１２月より）
・大山町営南光河原駐車場（平成１７年１２月より）
・大山町観光案内所（平成１８年４月より）
・大山町大山スポーツ公園（平成１９年１２月より）
・大山町施設 大山参道ギャラリー・ご縁畑（平成２２年６月より平成２７年７月まで）

2　サービスの提供内容

（1）サービスの向上策と利用促進に向けた取組

利用促進施策に対する考え方

ア　利用者にとって魅力ある事業を展開し、集客を図ります。
・これまでの参加者のアンケート結果をもとに展示・イベント等内容の充実を図ります。
・指導員の意見や情報を参考に新しい視点を取り入れます。
・同名の事業においても、学ぶポイントを変更するなどして、リピーターにも魅力ある事業になるように努めます。
・事業の安全性や質、参加者の満足度の維持のため、募集人数や開催回数等は適正な人数や

回数を検討実施します。
・新規事業を展開するに当たっては、継続的な見通しを持ち、指導員の確保と年間の事業の見直しの上魅力ある内容を検討します。

イ　ホームページやＳＮＳを活用し、事業の周知あるいは開催した事業についての報告等で広く情報を提供します。

ウ　新聞広告等のマスメディアを活用した広報を図ります。

エ　展示や自然観察会などの情報をマスコミ各社に提供し、放映・掲載等の機会を積極的に図ります。

オ　年間のイベントカレンダーやリーフレット、また、事業の季節ごとのチラシを作成し、鳥取県西部圏域を中心に積極的な広報活動を行います。

カ　大山観光局の管理である利点を生かし、連携した広報活動を展開します。

（2）大山の自然・歴史・文化について教育の場として提供する取組

ア　教育団体及び公民館等からの要望による自然解説の実施

県内外を問わず学校等の団体からの個別の要望に応え、随時観察会や自然解説を行います。また、修学旅行や校外学習での自然歴史館の見学について学習の場となるよう館職員が詳しく対応します。

イ　自然観察体験プログラムの提供

大山寺地区をオリエンテーリングしながら自主的に自然・歴史・文化について学べるプログラムについて研修の機会を設け、学校に提供します。

ウ　学校教育・社会教育への寄与

各学校で行われる大山を取り上げた学習及び大山青年の家での体験学習あるいは公民館、森林組合等各団体の大山を知る研修会の要請に応え、現地に赴きプレゼンテーションすることで、大山の自然歴史文化について発信します。

エ　福祉イベントへの協力

２（３）福祉観察会参照

オ　移動歴史館・移動展示

２（３）移動歴史館・移動展示参照

（3）自然・歴史・文化に関するイベント（自然観察会、ワークショップ、企画展等）の実施計画

事　業　内　容	事業の目的と概要
常設展示	多角的に大山を紹介し理解を深めることを目的とし、インバウンドを考慮し多言語解説に対応しています。今後は、現在の展示を基本として維持管理するとともに、よりよい展示となるよう検討を加え、適宜更新改善していきます。
企画展	国立公園大山の魅力発信を兼ねて、大山地域の自然歴史文化等を中心に、年に１～２回程度、時の話題性のある題材を選びパネルや実物の展示を行います。

一般展示	プロアマを問わず、地元作家・芸術家の大山及び地元に関わる作品や活動を広く紹介するものとします。大山への興味関心を持ってもらう場となるよう企画します。
情報展示（季節展示）	登山情報、季節の動植物の状況等を写真等で随時展示し、最新の情報を提供します。登山道や山頂の様子、花の開花情報などは山岳情報スタッフを活用します。
自然観察会	大山寺地区の豊かな自然歴史文化等の紹介と自然保護啓発を目的とし春夏秋冬の季節ごとに開催します。 ＊春夏秋は僧兵コース等をめぐる観察会を実施します ＊冬季は、スノーシューを着用して大山地域で開催します ＊解説は、自然観察会指導員を中心に行います。
分野別観察会	植物、野鳥、昆虫、特定の場所などの特に強調するテーマを設け、深く掘り下げる観察会とします。また、児童生徒対象の観察会も開催し、興味関心を広げます。 例：野鳥観察会、昆虫観察会、樹木観察会など
歴史文化講座	大山が日本遺産や国史跡に認定されたことに伴い、大神山神社、大山寺、地蔵、阿弥陀堂など歴史的な側面をテーマとし、地域の人材を活かした講座を実施します。
大山再発見	大山の持つ魅力の再発見、再発掘を目的としてコースを設定し、歩いて回ることで大山の魅力を発信するイベントとします。 例：大山七池めぐり　名水めぐり　古道を歩く
ワークショップ	自然、伝統文化、芸術、大山地域に関連した事柄等について、体験型の内容を企画します。また、小人から大人までの広い年齢層に対しそれぞれに応じたワークショップとなるよう考えます。
じげあれこれ	大山寺地区住民やガイド、大山寺地区及び大山関連観光施設等の従業員の方々が大山及び大山周辺の魅力などについて知識を深め、大山を訪れたお客様等に地域全体で「大山について語る」おもてなしができることを目的に実施します。
福祉観察会への協力	各種社会福祉協議会団体等からの要請に応え、館内解説・自然観察会を実施あるいはイベントへの参加協力をします。 例：視覚障がい者福祉協会の野鳥観察会に協力
移動歴史館 移動展示	企画展で展示したパネルを公民館等の要請を受け移動展示してもらうことで大山の魅力発信につなげます。また、希望があれば出向いて展示物についてプレゼンテーションします。

ホームページの活用	大山自然歴史館の案内、事業計画、事業内容、事業結果、開催事業の内容と募集、大山寺地区の行事、登山情報など大山の魅力や情報をＳＮＳ等の広報ツールも利用し発信します。さらに、観察会等で出会う四季の植物情報や各イベントの様子も発信し、大山自然歴史館のリピーターの増加につながるよう取り組みます。

（４）自主事業の実施計画

事 業 名	企画展・一般展示
事業内容	大山の自然歴史文化やその周辺にかかわるテーマを決めて、写真やパネル、各種資料等を展示することで大山の魅力を紹介します。時の話題性のあるテーマを選び、興味関心を広げる場としての展示、また、大山に関する調査研究の成果の発表の場としての展示をしていきます。 ○企画展 令和８年度実績：「大山昆虫観察記」「里藤コレクション展」 令和９年度予定：「鳥取県の水草」　他１点計画中 ○一般展示 大山に関わる人たちの活動・作品を紹介 例：愛鳥週間写真展、公募展「大山」、山岳写真展、巡回展など
目的及び効果	大山地域の自然歴史文化について、パネル作成や資料等の展示を通して大山の魅力を紹介することを目的として実施します。また、この事業を実施することによって、来館者や参加者が大山についての理解を深めることができるとともに、大山地域を訪れた観光客の満足度の向上に役立つと考えます。 大山に関する企画展は、日本遺産の認定や国立公園満喫プロジェクト等の効果の蓄積、有効利用に寄与できると考えます。 企画展のパネルは、企画展後、公民館等での移動展示に利用し、その後は他施設でも展示していただくよう調整し、地域の学習素材として役立てます。
収支計画	ア　収入見込 なし イ　支出見込　　550,000 円 (内訳)　パネル製作費　550,000 円　毎年テーマを変えて制作します。

事　業　名	大山ガイド（大山寺散策マップ）の更新とその利用
事業内容	季節の植物観察や史跡巡りのできる大山寺散策用のマップを提供し、大山観光に役立てます。自然観察会の折には、作成したブックを活用し、楽しんでいただけるよう工夫します。

目的及び効果	大山寺散策マップを活用し、大山寺地区の自然・歴史を自主的に学べるようなプログラムを来館者や学校等に提供します。自然観察や史跡巡り等の大山観光や店舗案内等のマップ提供によりビジターセンターとしての役割を担います。
収支計画	ア　収入見込　なし イ　支出見込　50,000 円 (内訳)印刷費　50,000 円

3　地元の観光事業者等との連携によるビジターセンターとしての取組

大山の持つ自然・歴史・文化等を広く紹介するよう事業を計画するとともに、大山あれこれ勉強会「じげあれこれ」の実施することにより、地元の方が観光客に大山に関わる説明をするなど地元を挙げてのおもてなしができるよう、地元や大山の観光に携わる方対象の学習会を行います。また、大山寺散策マップや登山マップを活用し、訪れてくださる人々に大山及び大山寺の魅力発見の手助けをします。さらに、大山に関わる図書の閲覧コーナーを設置し、大山について学べる場を提供します。

4　施設管理

（1）施設設備の維持管理・衛生管理に向けた考え方

施設設備の維持管理業務及び衛生管理と安全確保

ア　利用者が安全かつ快適に利用できるよう、また、県立施設としての「県民の財産」を長期間使用できるよう、適正な維持管理に努めます。

イ　日常の点検を注意深く行い、トラブルが発生する前に早期発見、早期対応に努めます。また、不具合発生時は適切な対応をとり、事故の予防に努めます。

ウ　感染症情報を確認し、大山自然歴史館コロナ対策マニュアルに沿って衛生管理、感染症予防に努めます。

・３つの密（「密閉」「密集」「密接」）を避ける行動計画の実践
・館内の換気と感染症予防対策の定期的な点検の実施
・消毒用アルコールの設置と除菌清掃の実施

エ　委託業務仕様書に記載された内容に従って実施します。

【具体的な業務内容】

ア　清掃業務（日常清掃及び定期清掃）
イ　エレベータ保守
ウ　自家用電気工作物の保守
エ　消防用設備等保守点検業務
オ　施設警備
カ　施設内の除雪
キ　その他
　○冷暖房切替及び設備点検
　○灯油地下タンク配管遺漏点検
　○冷凍空調機器フロン点検

○屋根点検
○リース物件の管理
○修繕業務

（2）外部委託の考え方

下記に該当する管理業務を外部委託とします。
○専門または特殊技術を必要とするもの等業務の性質上職員が処理することが困難な業務
○外部委託により業務の質の向上、または経費の効率化が期待できる業務
○外部団体に委託することにより地域との連携を図ることが出来る業務
○外部講師とともにイベントを実施することでサービスの向上をはかることが出来る業務

委託先選定方法

原則として複数者から見積を徴収し、価格、専門性、実績、緊急対応力等を総合的に評価して選定します。但し、特殊設備の保守等、対応可能な事業者が限定される場合はこの限りではありません。また、県内に当該事業者がない場合は、県と事前協議の上、県外事業者へ発注します。

＊業務内容については、鳥取県立大山自然歴史館委託業務仕様書に基づき行います。

（3）委託、工事請負の発注予定

種別	内容	期間	金額（概算）	発注先	選定方法	県外発注の理由
委託	清掃業務	1年	550,000	県内	随意	
委託	高所清掃及びワックス清掃	1年	280,000	県内	随意	
委託	エレベーターの保守	1年	475,200	県外	随意	県内に保守業者がない
委託	自家用電気工作物の保守	1年	132,000	県内	随意	
委託	消防設備の保守	1年	180,000	県内	随意	
委託	施設の警備	1年	180,000	県内	随意	
委託	施設内の除雪	1年	200,000	県内	随意	
委託	冷暖房切替及び設備点検	1年	290,000	県内	随意	
委託	地下タンク配管遺漏検査	1年	150,000	県内	随意	
委託	屋根点検	1年	50,000	県内	随意	
委託	サーバーホスティング及びCMS保守管理	1年	165,000	県内	随意	

（4）障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

種別	内容	期間	金額（概算）	発注先	選定方法	県外発注の理由
委託	清掃業務	1年	132,000	県内	随意	

（5）省エネルギー、省資源への取り組み

ＬＥＤ等省エネルギー仕様の機器への取替はほぼ完了しましたが、今後とも省エネルギーについての情報収集を図り省エネ機器の導入を検討します。利用者の実態に応じた照明、空調等の利用について節電を行います。また、再生紙の利用を含め紙の節約を行います。

5　管理の基準

（1）開館時間の考え方と設定内容

「鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例」及び「鳥取県立大山自然歴史館管理規則」に則ることを基本とし、それに加えて、季節的な要因、大山寺地区でのイベント等による観光客の利便性等を考慮し開館時間を設定します。具体的には以下の通りとし、開館時間を変更する場合は、あらかじめその旨を自然歴史館の施設内に掲示する等して周知します。

開館時刻　午前９時より午後５時。ただし、７月２１日より８月２０日までは、午前９時より午後６時３０分。

夜間等にかかるイベントがある場合、安全面や施設管理に支障が生じない範囲での開館時間の延長を行い、館内にその旨掲示します。

（2）休館日の考え方と設定内容

「鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例」及び「鳥取県立大山自然歴史館管理規則」に則り、以下の通りとします。

１月１日から１月３日、１２月２９日から１２月３１日および清掃等による臨時休館日（床面ワックス清掃による臨時休館２日程度）ただし、臨時休館日は土日祝祭日を避け、事前に周知します。また、臨時に休館し、または休館日に開館するときは、あらかじめその旨を自然歴史館の施設に掲示する等して周知します。

6　事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

（1）火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

日常の点検を確実に行い、問題点の早期発見、早期解決に努めます。また、不具合発生時は適切な対応をとり、発生原因の究明を図り事故の予防に努めます。特に大山という環境を踏まえ、冬季の凍結や落雪に注意を払い、安全の確保に努めます。

（2）緊急時の体制・対応

観光局で策定した危機管理マニュアル（作成済み）に即して対応します。また、避難訓練等を実施し、職員の習熟をはかります。また、職員だけでなく野外観察会に参加機会の多い観察会指導員も対象として救急救命訓練等を実施します。

重大事故・事件発生時は、被害拡大防止・救命措置を最優先とし、速やかに県及び関係機関へ報告するとともに、県と協議の上必要な情報を公表します。

（3）利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

施設管理の面では、利用者が快適かつ安全に利用できるよう施設の適切管理に努めるとともに、掲示物、案内表示なども適宜見直し、利用者に満足いただけるよう施設の充実を図ることで、苦情等の未然防止に努めます。職員については、適宜接遇研修等を行い、接客技術の向上を図ります。また、苦情等が発生した場合は内容を把握して適切な対応を図ります。さらに内容によっては、県の関連部署と連携を図り全体での対応も図ります。

苦情等の事案については、記録を残し、事例として全職員に周知徹底するとともに必要に応じて県の管理部署に報告いたします。

7　個人情報保護等への対応

（1）個人情報の保護への対応

個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例の規定に準じた規約を観光局で定め厳守します。鳥取県立大山自然歴史館の管理で知り得た個人情報については目的以外には使用しません。

参加者名簿等の個人情報は施錠保管し、パソコン内の情報についてはパスワード管理をします。パソコン本体及び外部記憶装置は事務室での利用とし、持ち出しません。また、個人情報保護について適宜職員研修を行います。

（2）情報の公開への対応

鳥取県情報公開条例に基づき、必要に応じて、鳥取県立大山自然歴史館に関する情報の公開をいたします。

8　利用者の要望の把握及び対応方針について

利用者の満足度が向上するよう、利用者の情報の把握に努め、改善すべき事項は速やかに改善を図ります。

1 把握方法

○窓口での来館者とのコミュニケーションを大切にし、ニーズの把握に努めます。

○事業終了後にアンケートを行い、利用者の情報の把握に努めるとともに指導員の意見もあわせて改善に取り組みます。

○ホームページに「お問い合わせ」フォームを設け、随時、質問・ご意見を受け付けます。

2 対応方針

○頂いた意見で回答等が必要なものは、できるだけ迅速かつ誠実に対応します。

○補修等対応が必要なものは、できるだけ速やかに対応を行います。

○事案によっては、県の管理部署に報告し、連携をとりながら対応を進めます。

9　管理経費

管理経費の効率化の考え方と収支計画

① 省エネの取り組み

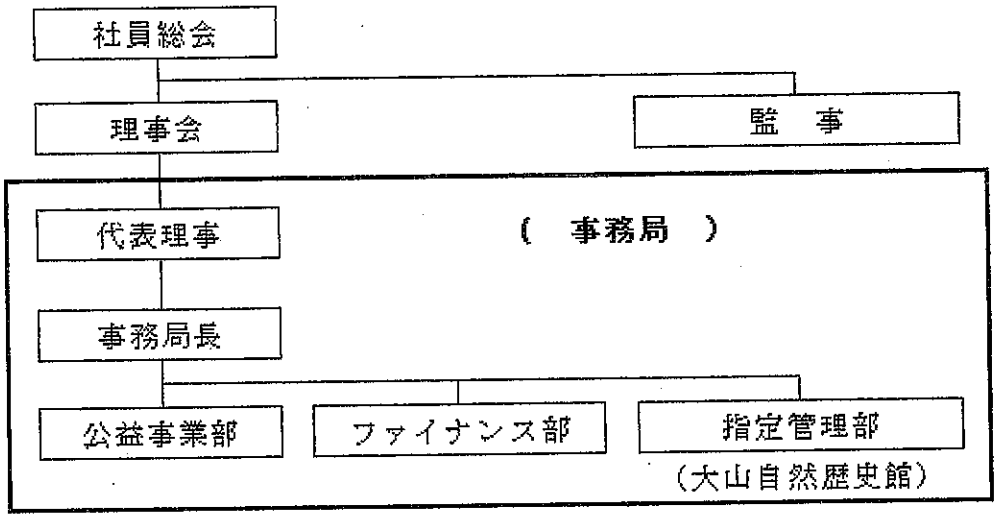
経費削減に加え、環境保護の観点からも積極的に省エネに取り組みます。4（5）参照

② 再委託業務については、複数見積等による検討を行い、経費削減に努めます。

③ 観光局内の他部署との連携し、業務の一体化などにより経費の削減に努めます。

１０　組織及び職員の配置等

（１）　管理運営の組織　　一般社団法人大山観光局



大山自然歴史館在勤職員構成

館長----マネージャー----学芸解説員

（１）　（１）　（２）

学芸補助員（非常勤）

（若干名）

○館長職は、施設全体の管理運営、自然保護活動等の経験豊富な者が望ましい。

○マネージャーは、館施設管理運営に必要な資格や経験のある者が望ましい。

○学芸解説員は、来館者対応（館内解説を含む）、事業計画実施運営の経験があり外国語対応の可能な者が望ましい。

○学芸補助員は、デザインなど特殊な技能を有する者が望ましい。

一般社団法人大山観光局は、上記の要件を備えた職員やスタッフを擁しており、大山自然歴史館の管理運営にあたって配置することが可能です。

（２）職員の職種等

職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	担当する業務内容	資格等	現在の施設職員の継続雇用の可否	人件費（千円）
館長	常勤職員	22	管理運営総括		継続雇用	4,570
マネージャー	常勤職員	22	館長補佐、施設管理	危険物取扱者 防火管理責任者	継続雇用	4,400
学芸解説員	常勤職員	22	事業企画運営、管理運営補佐		継続雇用	4,320
学芸解説員	常勤職員	22	事業企画運営、管理運営補佐		継続雇用	4,320
学芸補助員	非常勤職員		学芸的業務補助		継続雇用	1,200
学芸補助員	非常勤職員		学芸的業務補助		継続雇用	80

学芸補助員	非常勤職員		学芸的業務補助		季節雇用	250
法人事務局長	常勤職員		法人事務総括		継続雇用	670
法人事務員	常勤職員		経理		継続雇用	1,440
計						21,250

（3）日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	職名				
		館長	マネージャー	学芸解説員(2)		
管理事務室（受付） 施設管理業務	下記のような理由により、画一的に勤務スケジュールを決定することが困難であることから、8:30から17:15までの勤務時間内に60分の休憩を交代で取りながら、管理事務、受付（来館者対応）、施設管理業務、その他を分担して行います。					
その他	理由 ① 事務勤務者が2名から7名まで日によって変動があること ② 通常勤務場所が受付とほぼ同一であること ③ 来館者の状況が変動的であること。					

（4）人材育成

積極的に職員研修を計画し,職員の資質向上を図るとともに、鳥取県ミュージアムネットワークの一員として他の展示施設との交流を深め他施設の良い点を学び、館の運営等に生かします。また、県の生物学会、地学会等の研修会に積極的に参加し、知識を深めます。
研修内容としては、以下のような点とします。
ア　大山に関わること（自然・歴史・文化・芸術・スポーツ・自然保護他）
イ　大山自然歴史館の展示・運営に関わること
ウ　接遇研修
エ　危機管理、安全研修及び訓練
オ　外国語
カ　その他

（5）現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

現在勤務する職員のうち継続勤務を希望する者については、本人の意向及び勤務実績等を確認した上で、原則として継続雇用し、これまで蓄積された大山の自然・文化・歴史に関する専門知識、来館者対応ノウハウ及び地域ネットワークの継承を図っていきます。

（6）障がい者又は高齢者の雇用計画

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数	備考
障がい者	該当なし					
高齢者	館長	常勤職員	22	管理運営総括	1	
高齢者	マネージャー	常勤職員	22	館長補佐、施設管理	1	

（７）各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

〔グループによる応募の場合のみ記入〕

該当無し

１１　関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

（募集の受付期間の最終日から起算して３年前の日までの間）

〔次の法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況について記載すること。〕

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁防止法、自然公園法、その他施設の維持管理・運営に関係する法令

該当なし

１２　法人等の社会的責任の遂行状況

（１）障がい者雇用

（注）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づき、事業主は、一定の割合（法定雇用率）の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率２．７％が適用されており、常用労働者数４３．５人以上の企業で、１人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

ア　常用労働者数４３．５人以上の事業者であり、

□ 法定雇用率を達成している。

（平成２８年６月１日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書の写しを添付すること。）

□ 法定雇用率を達成していない。

イ　常用労働者数が４３．５人未満の事業者であり、

□障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）を雇用していている。

（障がい者雇用を証明できる書類を添付すること）

☑ 障がい者を雇用していない。

（２）男女共同参画推進企業の認定

（注）男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成１６年２月９日男女第２５０号）により認定された事業所

□　男女共同参画推進企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

☑　男女共同参画推進企業に認定されていない。

（３）ＩＳＯ14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（ＴＥＡＳ）Ｉ種規格認証等

（注）鳥取県版環境管理システム審査登録制度（ＴＥＡＳ）

：鳥取県版環境管理システム審査登録要綱（平成１９年７月９日施行）により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、ＴＥＡＳＩ種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、鳥取県版環境管理システム審査登録業務処理要領（平成１９年６月２１日施行）に基づき審査登録を実施。

ＩＳＯ14001 又はＴＥＡＳＩ種規格に基づく環境管理システムについて

□　認証登録されている。（登録証等の写しを添付すること。）

☑　認証登録されていない。

（４）あいサポート企業等の認定

（注）あいサポート企業：あいサポート運動実施要綱（平成 23 年４月１日第 201100000830 号鳥取県福祉保健部長制定）により認定された企業

☑　あいサポート企業に認定されている。（認定証の写しを添付すること。）

□　あいサポート企業に認定されていない。

１３　その他の計画等

（１）管理業務の移行計画

現在、指定管理者として鳥取県より委託されており、現行の管理体制を継続する。

（２）その他（特記すべき事項があれば記入してください。）

大山自然歴史館の利用促進に向けて５年間のKPIを設定し、管理運営を行うよう努めます。
・年間来館者数：現状5.7万人⇒令和13年度６万人以上
・主催プログラム：年間３０回以上
・学校等団体利用：年間５０団体以上
・新規・改善プログラム：毎年度２件以上
・観察会等イベントへの満足度：９０％以上
・観察会等イベントへの参加者：年間５００人以上

～障がいを知り共に生きる～

認定変更届を提出中

あいサポート団体認定証

（名　称）　一般社団法人大山観光局

（所在地）　鳥取県西伯郡大山町大山３９番地５

上記を「あいサ[illegible]認定します。

認定番号　第5[illegible]号

認 定 日　平[illegible]4日

発 行 日　平[illegible]2月１５日

SUPPORTER

鳥取県知事　平井　伸治

島根県知事　溝口　善兵衛